

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆ 保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会 第1回が開催される
（厚生労働省） 1
- ◆ 2018（平成30）年度 社会福祉主事資格認定通信課程 秋期コース 受講者募集
（全社協・中央福祉学院） 2
- ◆ 平成30年度 幼稚園教員資格認定試験のご案内（教職員支援機構） 3
- ◆ 社会保険制度及び労働保険制度の周知について（厚生労働省） 3
- ◆ 平成30年度「児童虐待防止推進月間」標語募集（厚生労働省） 4
- ◆ 日本赤ちゃん学会 第18回学術集会（東京大学） 4
- ◆ ボランティア・市民活動シンポジウム2018
（「広がれボランティアの輪」連絡会議） 5

◆保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会 第1回が開催される（厚生労働省）

平成30年5月18日、第1回「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」が開催されました。座長には、汐見稔幸氏（東京大学名誉教授）が選任され、汐見座長から大豆生田啓友氏（玉川大学教授）が座長代理として指名されました。

本検討会では、保育の質を「内容」「環境」「人材」の3つの観点からとらえ、主として保育の「内容」面から具体的な方策を検討することとされています。検討事項の一つに、改定保育所保育指針を踏まえた「保育所における自己評価ガイドライン」の見直しが含まれています。

今回は、3名の構成員（大豆生田啓友氏、古賀松香氏、野澤祥子氏）から「保育の質」に関する意見表明がありました。資料の詳細は、本会ホームページに掲載いたしますので、ご参照ください。第2回は、6月12日（火）に開催予定であり、その後に3～4回の検討会を開催し、関係者ヒアリングも予定されています。そして8～9月をめどとして、論点整理が行われます。詳細は、資料1をご参照ください（資料1は抜粋です。全資料は全保協ホームページ「全保協ニュース No.18-05」のコーナーに掲載いたします）。

◆2018（平成 30）年度 社会福祉主事資格認定通信課程 秋期コース 受講者募集（全社協・中央福祉学院）

全社協・中央福祉学院では、標記通信課程の 2018（平成 30）年度受講者を募集いたします。本課程は、民間社会福祉事業の現場に勤務している職員を対象に社会福祉主事任用資格を取得することを目的として開講するものです。

「社会福祉主事」は、福祉事務所の現業員や査察指導員等に必要とされる任用資格ですが、保育所や児童養護施設などの児童福祉施設等の多くの現場においても、職員の基礎的な資格として準用され広く取得されています。

特に保育所等では、子どもたちの日々の様子から障害や虐待の疑いがあるなどを察知したり、保護者あるいは地域からの多様な相談に対応したりするため、福祉専門職として幅広い知識が求められます。社会福祉の基礎的な資格である社会福祉主事任用資格を取得することで、児童福祉分野のみならず関係分野である高齢者福祉・障害者福祉・社会保障分野・社会福祉援助技術等の知識も深めていただけますので、個別ニーズに迅速かつ適切に広い視野で対応いただく一助となります。

本課程は約 40 年の実績があり、社会福祉法人や民間企業等を含め、年間約 5,000 名（春・秋コース通算）の方に受講いただいています。

また、本課程修了後、地域子育て支援拠点等において相談援助業務に 2 年以上従事すると、「社会福祉士」の受験資格を得るための短期養成施設の入学資格を得ることができます。本学院でも社会福祉士短期養成コースを実施していますので、主事資格取得後のさらなるキャリアアップを見据えた継続的な学習を計画いただけます。

詳しくは中央福祉学院のホームページから「受講案内」をご覧ください。皆さまのお申し込みを心よりお待ちしております。

《本通信課程の概要》

- (1) 受講期間； 2018 年 10 月～2019 年 9 月（1 年間）
- (2) 学習内容； 自宅学習による答案作成（16 科目）、面接授業（5 日間）
- (3) 受講料； 87,400 円（消費税等込額。添削指導料、テキスト・教材費・面接授業料含む）
※面接授業時の交通費・宿泊費等は別途ご負担ください。
- (4) 受講資格； 社会福祉法に基づく第 1 種・第 2 種社会福祉事業の民間の施設・事業所、あるいは介護保険法に基づく介護保険事業者の指定を受けた民間の施設・事業所に従事していること（詳しくは「受講案内」をご覧ください。）
（なお、公立保育所等の行政職員は本コースをご受講いただけません。2019 年 3 月頃に『2019 年度春期コース・公務員課程』をご案内いたしますのでご承知おきください。）
- (5) 申込期限； 2018 年 7 月 2 日（月）【当日消印有効】※定員に達し次第締め切ります。
- (6) 詳細・申込； 中央福祉学院ホームページ <http://www.gakuin.gr.jp/info/students/info7837.html>
- (7) 問合せ； 全国社会福祉協議会 中央福祉学院 電話 046 - 858 - 1355

◆平成 30 年度 幼稚園教員資格認定試験のご案内 (教職員支援機構)

文部科学省において、規制改革推進 3 か年計画（平成 15 年 3 月 28 日閣議決定）を踏まえ、幼稚園と保育所の連携を一層促進する観点から、保育士等として一定の勤務経験を有する者が幼稚園教諭免許状を取得する方策として、「幼稚園教員資格認定試験」を実施しています。

今年度から試験実施事務は、(独) 教職員支援機構が行っています。

「幼稚園教員資格認定試験」は、受験者の学力等が大学または短期大学などにおいて幼稚園教諭の二種免許状を取得した者と同等の水準に達しているかどうかを判定するものであり、この認定試験に合格した者は、都道府県教育委員会に申請すると、幼稚園教諭の二種免許状が授与されます。

出願期間は、平成 30 年 6 月 8 日まで（受験願書等の請求は 6 月 1 日まで）です。

なお、本試験は保育士資格を有する者に幼稚園教諭免許状の取得を義務付けるものではありません。

詳細は、資料 2 をご参照ください。証明書等は、(独) 教職員支援機構のホームページからダウンロードすることができます。

<http://www.nits.go.jp/menkyo/shiken/h30/yochien.html>

《問い合わせ》

独立行政法人教職員支援機構 次世代教育推進センター調査企画課免許企画室

E-mail: shiken@ml.nits.go.jp 電話（ダイヤルイン）03-4212-8455、03-4212-8456

◆社会保険制度及び労働保険制度の周知について (厚生労働省)

厚生労働省から標記周知依頼がありました。この資料は、主に新規事業者には社会保険、労働保険を周知するためのものですが、下記の Q&A が追記されていますので、本会会員の皆さまにもお知らせいたします。

詳細は、資料 3 をご参照ください。

※追記された Q&A（資料 3 の 6 ページ目、一番下に掲載）

事業所で雇用する従業員とは別に、業務委託や請負により業務を行う者がいる場合、従業員と同様に社会保険（厚生年金保険・健康保険）や労働保険（労災保険・雇用保険）に加入させなければなりませんか？

◇業務委託契約や請負契約に基づき、事業所で働く方については、原則として、個人で国民年金・国民健康保険に加入していただくこととなります。

ただし、勤務先事業所からの指示や指揮監督のもとで働いているなど、従業員と同様の勤務

実態がある場合は、勤務先事業所において社会保険や労働保険に加入が必要となる場合があります。

社会保険等への加入手続は、次の場所で行っておりますので、ご不明な点をご相談ください。

社会保険：年金事務所

労働保険：労働基準監督署及び公共職業安定所

お近くの年金事務所、労働基準監督署及び公共職業安定所の所在地は、以下のホームページで確認できます。

年金事務所 → <https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>

労働基準監督署 → <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>

公共職業安定所 → <http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

◆平成 30 年度「児童虐待防止推進月間」標語募集 (厚生労働省)

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加傾向にあり、子どもの生命が奪われる重大な事件も後を絶たないなど、深刻な状況が続いています。児童虐待は早急に解決すべき問題であり、子どもの「命」と「権利」、そしてその「未来」は社会全体で守らなければなりません。

厚生労働省では毎年 11 月を「児童虐待防止推進月間」と定め、家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、期間中に児童虐待防止のための広報・啓発活動など種々な取組を集中的に実施しています（平成 16 年度から実施）。

平成 30 年度も、この取組の一つとして、児童虐待問題に対する理解を国民一人ひとりが深め、主体的な関わりを持てるよう、意識啓発を図ることを目的として、標語の募集を行います。募集期間は 6 月 19 日までです。詳細は、資料 4 をご参照ください。皆さまからのご応募をお待ちしております。

※厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000203559.html>

◆日本赤ちゃん学会 第 18 回学術集会（東京大学）

平成 30 年 7 月 7 日～8 日、日本赤ちゃん学会 第 18 回学術集会（主催：東京大学大学院教育学研究科附属発達保育実践政策学センター）が開催されます。「発達の予兆～赤ちゃん学から保育の未来を占う～」をテーマとして、大会企画リレー講演では、小西行郎氏（同志社大学）、柴田悠氏（京都大学）、秋田喜代美氏（東京大学）が登壇されます。

詳細は、資料 5 をご参照ください。学会の内容や、参加登録の方法等は、東京大学 発達保育実践政策学センターのホームページ、日本赤ちゃん学会 2018 のホームページをご覧ください。

※東京大学 発達保育実践政策学センター <http://www.cedep.p.u-tokyo.ac.jp/>

日本赤ちゃん学会 2018 <https://sites.google.com/view/akachan18-cedep/>

◆ボランティア・市民活動シンポジウム 2018

（「広がれボランティアの輪」連絡会議）

—ボランティア活動を文化として根づかせ、持続可能な社会を実現するために

本会も参画している「広がれボランティアの輪」連絡会議では、平成30年6月6日に標記シンポジウムを開催します。

現在、地域では、社会的孤立や貧困、空き家問題に象徴されるように、さまざまな要素が複雑に絡み合った課題が生じています。こうした地域課題に対して、これからのボランティア活動は、多様な価値観や考え方を相互に尊重しつつ、解決に向けて知恵を出し合うことを通して考えていくことが必要です。

誰も置き去りにしない社会は、社会的孤立や社会的排除をなくし、誰もが役割を持ち、互いに支え合っていくことができる地域共生社会につながります。そうした社会をつくることが、私たちの生活、そして地域の持続可能性を高めます。

こうした背景のなかでボランティア活動を考えたとき、ボランティア活動が市民それぞれの日常生活に深く浸透し、生活様式あるいは生活の一部になる＝「文化として根づく」必要があります。本シンポジウムでは、ボランティア活動を文化として根づかせるために必要なことは何か、多様なセクターやボランティア活動に関心のある方々と考え、思いを共有することを目的に開催します。

詳細は、資料6の開催要項をご参照ください。皆さまのご参加をお待ちしております。